

長崎市規則第 85 号

長崎市公印規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 6 月 11 日

長崎市長

鈴木史朗

長崎市公印規則の一部を改正する規則

第 1 条 長崎市公印規則（平成 12 年長崎市規則第 134 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 2 項の表長崎市長印の項中「並びに埋火葬許可証」を削り、「地域センターにおいて交付するものに限る。）」の次に「並びに特別永住者証明書交付予定通知書及び埋火葬許可証」を加え、「、在留カードとみなされる外国人登録証明書」及び「、特別永住者証明書交付予定通知書」を削る。

第 2 条 長崎市公印規則の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 2 項の表長崎市長印の項中

1・8	長方形	縦 4 横 7	れい書	個人番号カード	27
6	正方形	15	れい書	母子健康手帳	27
4	正方形	8	れい書	在留カード、特別永住者証明書、特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書	27
5	正方形	24	てん書	職員等の履歴事項、給与等に関する証明	1

を

18	長方形	縦4 横7	れい書	個人番号カード、 特定在留カード及 び特定特別永住者 証明書並びに在留 カード、特別永住 者証明書及び特別 永住者証明書とみ なされる外国人登 録証明書		24
6	正方形	15	れい書	母子健康手帳		27
5	正方形	24	てん書	職員等の履歴事項、 給与等に関する証 明	人事課長	1

に

」

改める。

附 則

この規則は、令和8年6月14日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。